

## 松阪市テイクアウト支援商品券取扱店に関するQ & A

5月11日時点

(対象となる店舗について)

Q. どのような業種が取扱店になるか？

A. 松阪市テイクアウト支援商品券取扱要項の別表に示す店舗であれば対象になります。

Q. 本社は名古屋にあるが、松阪市に店舗があるラーメン店を経営しているが、松阪の店舗は取扱店になるか？

A. 参加資格が松阪市内に本社・本店を有する事業所を営む事業者であることから、取扱店の対象になりません。

(店舗の種類)

Q. お弁当を配達しているお店を経営しているが、取扱店の対象となるか。

A. 対象になります。

Q. ハンバーガー店を経営しているが対象となるのか。

A. 対象になります。

Q. コンビニエンスストアのフランチャイズチェーンを経営しているが、取扱の対象となるのか。

A. 対象になりません。

Q. 洋菓子店を経営しているが取扱店の対象となるのか。

A. 対象になりません。

Q. 和菓子店を経営しているが対象となるのか。

A. 対象になりません。

Q. 駄菓子屋を経営しているが対象となるのか。

A. 対象になりません。

Q. 洋菓子店と併設してカフェを経営しているが取扱店の対象となるのか。

A. 洋菓子販売部分は対象外ですが、カフェは対象になります。

Q. スーパーで弁当を販売しているが対象となるのか。

A. 百貨店、スーパーは対象外です。

Q. スナックを経営していたが、その店舗で提供していた料理をお弁当として販売したい。取扱店の対象となるのか。

A. 対象になります。

Q. ドーナツ店を経営しているが、取扱店の対象となるのか。

A. フランチャイズ本部が市外にある店舗ではなく、飲食スペースのある店舗であれば取扱店の対象となります。

Q. ピザの宅配店を経営しているが、取扱店の対象となるのか。

A. フランチャイズ本部が市外にある店舗でなければ対象となります。

(フランチャイズ店舗の扱い)

Q. 松阪市内に本社のある事業者だが、とんかつ料理店のフランチャイズチェーンとフランチャイズチェーンでないレストランを営んでいる。両店舗ともテイクアウト商品を提供しようと思うのだが、取扱店の対象となることができるのか。

A. とんかつ料理店については、フランチャイズ本部が市外にある店舗は対象外となります。レストランは対象になります。

Q. フランチャイズ店舗でない居酒屋を営んでいる。店舗で提供していた料理を持ち帰り商品として販売しようと思うが、取扱店の対象となるか。

A. 対象になります。

Q. 松阪市内で複数の飲食店を営んでいる。内容はラーメン店、イタリア料理店、回転すし屋である。いずれも全国チェーン展開している店舗ではないのだが、取扱店の対象となるのか。また、一枚の申請用紙で申請できるのか。

A. 対象になります。申請については店舗ごとに行ってください。

Q. 飲食店であるが、同名の店舗は市外にもあるが、本店舗はフランチャイズ契約もしていないし、ロイヤリティーも払っていない。のれん分けの形をとっており、本店舗が本部であるが対象となるのか。

A. フランチャイズ契約をしておらず、松阪が本部ということなので対象となります。

(登録手続きについて)

Q. 登録の手続きはどのようにすればよいのか。

A. 取扱店として登録を希望する事業者は、松阪商工会議所ホームページにある登録フォームに入力又は別紙「取扱事業所登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入の上、松阪商工会議所・松阪北部商工会・松阪香肌商工会まで持参にてお申込みください。登録資格を有することを確認の上、当該事業所に対し、取扱店を証明する掲示物を提供しますので、取扱店であることが消費者にわかるよう見やすい場所に「取扱店証」を掲示してください。

Q. 何をもって取扱店になったと見なすのか。

A. 取扱店証を掲示した時点で、商品券を取り扱うことができます。

(換金手続きについて)

Q. 商品券の換金について、教えてほしい。

A. 取扱店の事業者は、各月末で集計して翌月の指定期間までに関係書類に必要事項を記入の上、市役所商工政策課に換金を申請してください。商工政策課にて、審査の上、20日を目途に指定口座に振り込む。なお、換金請求期間は以下のとおりです。

【換金請求期間】

使用分	換金請求期間
5月、6月分	7月1日(水)～7月7日(火)
7月分	8月3日(月)～8月11日(火)
8月分	9月1日(火)～9月7日(月)

Q. どんな書類がいるのか。

A. 「換金申請書兼実績報告書」と「換金請求書」の2枚です。添付資料として、取扱店で使用された商品券と通帳の写し(振込先口座と口座名義人がわかる部分)が必要です。

Q. 商品券はそのままで持参すればよいのか。

A. 商品券は、裏面の取扱店欄に住所と店名を記入し(ゴム印可)、輪ゴムやクリップ等で束ねて持参してください。

Q. 換金期間は3期にわかれているが、その都度同じ書類がいるのか。

A. 換金する度に「換金申請書兼実績報告書」と「換金請求書」、添付書類として商品券と通帳の写し(振込先口座と口座名義人がわかる部分)が必要です。